



保険証が使用できるのは退職日までです
退職の際は保険証の回収をお願いします

職場内で掲示や回覧により
ご周知ください

令和5年度

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

被扶養者資格の再確認は、事業主と加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年度の
実績(全国)

被扶養者
解除者数

約7.8万人

高齢者医療制度への
負担軽減額(効果額)

約9億円

再確認の
対象となる方

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

(令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は確認の対象外です)

被扶養者資格の
再確認について
詳しくはコチラ!

送付時期

令和5年10月上旬から11月上旬にかけて

事業主様へ「被扶養者状況リスト」を順次送付します。

※該当する方がいない場合は被扶養者状況リストはお送りしません。



提出期限

令和5年12月8日(金)

提出書類に
ついて

被扶養者状況リストに確認結果を記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出をお願いします。

被扶養者が以下に該当する場合は、被扶養者状況リストと併せて添付書類の提出をお願いします。

添付書類

【引き続き被扶養者となる方で以下に該当する場合】

被保険者と別居している被扶養者

- ◆被扶養者現況申立書
- ◆仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 (学生は省略可)

(例) 直近の仕送りを行った際の預金通帳の写し、現金書留控えの写し

海外に在住している被扶養者

- ◆被扶養者現況申立書
- ◆海外特例要件に該当していることが確認できる書類

【扶養解除となる被扶養者の方がいる場合】

- ◆被扶養者調書兼異動届
- ◆解除となる方の保険証

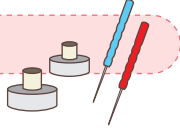
(扶養解除となる例) 扶養に入っていたこどもが就職した



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術は、それぞれ以下の要件を満たす場合は健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

はり・きゅう



① 対象となる傷病であること

- ◆神経痛
- ◆五十肩
- ◆頸腕症候群
- ◆リウマチ
- ◆腰痛症
- ◆頸椎捻挫後遺症

② 対象疾病について、診察のうえで医師の同意書が発行されていること

医師による適当な治療手段がなく(医療機関において治療を行い、効果が現れなかったなど)、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合です。

③ 対象疾病について、医師による治療を併用していないこと

はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ疾病の診察を受けた場合は、はり・きゅうの施術は健康保険の対象とはなりません。

あん摩・マッサージ



① 医療上マッサージを必要とする症例であること

- ◆関節拘縮
- ◆筋麻痺

一律に診断名によることなく、上記の症例で医療上マッサージを必要とするものが対象となります。

② 対象症例について、診察のうえで医師の同意書が発行されていること

関節拘縮・筋麻痺等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りです。

はり・きゅう、あん摩・マッサージの
かかり方について詳しくはこちら



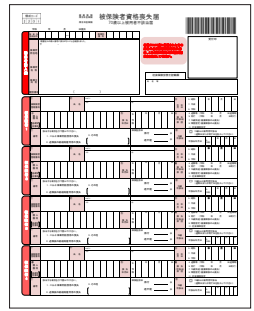
退職時の「資格喪失届」は、 すみやかに日本年金機構へご提出ください。

令和5年4月より、**オンライン資格確認***の導入が原則義務化され、医療機関や調剤薬局での利用が進んでいます。

従業員の方の退職の際に、「資格喪失届」をすみやかに**日本年金機構**へ提出いただくことで、退職後の無効な保険証の使用を未然に防ぐことができます。

『オンライン資格確認』とは、

マイナンバーカードもしくは保険証をカードリーダーにかざすことで、患者の資格情報を確認できる仕組みのことです。



おねがい

- 「資格喪失届」は、**退職後5日以内**に**日本年金機構**へご提出ください。
- 退職者およびそのご家族(被扶養者)の**保険証を必ず回収**し、「資格喪失届」に添付してください。



保険証を使用できるのは、**退職日まで**です!

無効となった保険証を誤って使用した場合、協会けんぽが負担した医療費を**後日返還**いただくこととなりますので、ご注意ください。



制度情報・健康情報を
月に1回お届け♪

メールマガジン



協会けんぽの健診が
さらにお得に!

けんぽのいっぱい!



今、「健康経営®」が目ざされています☆

健康づくり推進
宣言



「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。